

令和8年
5月23日
までに施行

自転車の違反に反則金!

16歳以上の人を対象です。運転免許の有無は関係ありません!

- 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(反則金制度)が導入され、**規定の違反行為(反則行為)**に対し、**交通反則切符(青切符)**による取締りが行われます。**16歳以上の人**が対象です。

※詳細は後日、道路交通法施行令等で定められます。

- ◆**交通反則通告制度(反則金制度)**とは…比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。自動車や原動機付自転車(電動キックボード等を含む)の違反に適用されています。

対象となる違反行為は115種類程度…

- ★青切符の対象となる違反行為(反則行為)は**信号無視や指定場所一時不停止等、通行区分違反**など115種類程度で、実際の取締りでは、警察官の指導警告に従わずに違反行為を続けたり、歩行者や他車に危険を生じさせたりするなど**悪質・危険な場合に青切符が交付される見込み**です。
- ★**酒酔い運転や酒気帯び運転、スマートフォンなどの使用で交通の危険を生じさせた場合**など20数種類の違反行為(非反則行為*)には、刑事手続きに入る**交通切符(赤切符)**が交付されます。

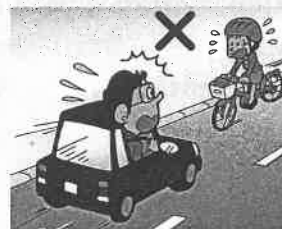
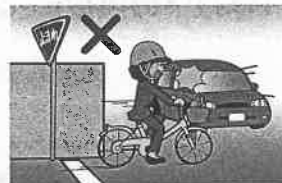
反則金額は原付と同程度の見込み…

■主な反則行為と反則金額(見込み)

指定場所一時不停止等 通行禁止違反(一方通行の逆走など) 公安委員会遵守事項違反(傘差しなど)	5,000 円
信号無視(赤色等) 通行区分違反(右側通行など)	6,000 円
遮断踏切立入り	7,000 円
携帯電話使用等(スマートフォンなどを手に持って使用)	12,000 円
* 歩道徐行等義務違反	3,000 円

※上記の金額は原動機付自転車(一般、特定小型)の反則金。

※「歩道徐行等義務違反」については特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の反則金。



【参考】現行の交通反則切符(青切符)



自転車追抜き時の安全を確保するための規定が設けられます

自動車等(自動車、一般原動機付自転車)が自転車等(自転車、特定小型原動機付自転車など)を追抜く際に十分な間隔がないとき…

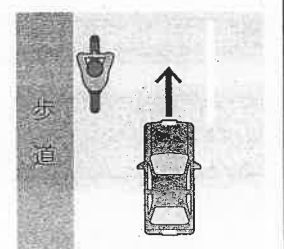
- 自動車等は…**間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。**

罰則：3月以下の**拘禁刑**または5万円以下の罰金

- 自転車等は…**できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。**

罰則：5万円以下の罰金

※令和7年6月1日に施行される道路交通法一部改正により、「懲役」「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されます。



令和8年5月23日までに
施行されるその他の改正

- 普通仮免許と準中型仮免許の取得年齢が「18歳以上」から「17歳6か月以上」に引き下げられます。
※普通免許・準中型免許の取得年齢は引き続き「18歳以上」です。